

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日 大蔵省令第十五号、最終改正：令和二年三月三十一日 財務省令第二六号）

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

種類	構造又は用途	細目	耐用年数				
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	六				
車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）					
		小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。） ⇒ 電気自動車	四				
		その他のもの					
		<table border="1"> <tr> <td>貨物自動車</td> <td>その他のもの</td> <td>五</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>六</td> </tr> </table>	貨物自動車	その他のもの	五	その他のもの	
貨物自動車	その他のもの	五					
その他のもの		六					
器具及び備品	1 家具、電気機器、 ガス機器及び家庭用品 （他の項に掲げるものを除く。）	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ⇒ 燃料電池（エネファーム）	六				

別表第二 機械及び装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数
3 1	電気業用設備	その他の設備	
		主として金属製のもの ⇒ 太陽光発電システム	一七